

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正及び市町村立小中学校の統廃合によるへき地学校等の指定の見直しに伴い、所要の規定の整備等を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) 地域手当を支給する地域及び級地並びに地域手当の支給方法を定めることとする。(第57条の6、第57条の7、別表第10の7関係)
- (2) へき地学校等の指定基準を定めることとする。(第58条の14関係)
- (3) 市町村立小中学校の統廃合に伴い、へき地学校等の指定の見直しを行うこととする。(別表第13、別表第13の5関係)
- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成24年4月1日から施行することとする。

議案第十二号

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の給与等に関する規則（昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「扶養手当」の下に、「地域手当」を加える。

第三十九条から第四十五条までを次のように改める。

（本章の規定により難い場合の措置）

第三十九条 特別の事情により本章の規定によることができない場合又は本章の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第四十条から第四十五条まで 削除

第五十四条中「扶養手当」の下に、「地域手当」を加える。

第四章の章名中「扶養手当」の下に、「地域手当」を加える。

第五十七条の七及び第五十七条の八を削る。

第五十七条の六中「第十五条の二第一項第一号」を「第十五条の三第一項第一号」に改め、「教育委員会が」の下に「人事委員会と協議して」を加え、同条を第五十七条の八とし、第五十七条の五の次に次の二条を加える。

（地域手当を支給する地域及び級地）

第五十七条の六 条例第十五条の二第一項前段に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める地域は、別表第十の七に掲げる地域とする。

2 条例第十五条の二第三項に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める級地は、別表第十の七に定めるとお

りとする。

(地域手当の支給)

第五十七条の七 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第二十条第二項、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十三條第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

第五十七条の八の二中「第十五条の二第二項第二号」を「第十五条の三第一項第二号」に、「第五十七条の六第一号」を「第五十七条の八第一号」に改める。

第五十七条の八の三中「第十五条の二第二項第二号」を「第十五条の三第一項第二号」に、「教育委員会の」を「教育委員会が人事委員会と協議して」に改める。

第五十七条の十一第一項、第五十七条の十二第一項、第五十七条の十四第一項及び第五十七条の十五中「第十五条の二第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第五十八条の十三の次に次の一条を加える。

(へき地学校等)

第五十八条の十四 条例第十七条の二第二項に規定するへき地学校等は、へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）に定める基準に該当する学校等とする。

第五十九条から第五十九条の三までの見出し中「指定基準」を「指定」に改める。

附則第九条の次に次の一条を加える。

第十条 条例附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。

別表第十の六の次に次の一表を加える。

別表第十の七（第五十七条の六関係）

支	給	地	域	級	地
広島県安芸郡府中町				五級地	

別表第十三の一級地（昭和四十七年五月一日指定）大葛小学校の項を削る。

別表第十三の五の平成十四年一月一日指定の項並びに平成二十二年四月一日指定大沢郷小学校の項及び西仙北西中学校の項を削る。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

平成二十四年三月二十九日提出

秋田県教育委員会教育長 米 田 進

理 由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正及び市町村立小中学校の統廃合によるへき地学校等の指定の見直しに伴い、所要の規定の整備等を行う必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案新旧対照表

新	旧
<p>目次</p> <p>第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（第五十五条―第五十条の十一）</p> <p>（本章の規定により難しい場合の措置）</p> <p>第三十九条 特別の事情により本章の規定によることができない場合又は本章の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをする事ができる。</p> <p>第四十条から第四十五条まで 削除</p>	<p>目次</p> <p>第四章 給料の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当（第五十五条―第五十条の十一）</p> <p>第三十九条 削除</p> <p>（級別資格基準表の適用区分の特例）</p> <p>第四十条 昭和三十二年四月一日前に職員となつた者及び同日以後に正規の試験の対象職の属する職務の等級（市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例（昭和六十年秋田県条例第六十号）による改正前の条例の規定によるものをいう。以下同じ。）以外の職務の等級又は正規の試験の対象職の属する職務の級以外の職務の級に属する職を新たに占めることとなつた職員（第九条第二項第四号の規定の適用を受ける職員を除く。）で、級別資格基準表の試験欄の「正規の試験」の区分に対応する学歴免許等欄の学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格を有するものに対する同表の適用については、当分の間第九条第一項及び第二項の規定にかかわらず「正規の試験」の区分によることとする。</p> <p>2 前項の規定による場合には、級別資格基準表に定める必要経過年数に一年を加えた年数をもつて、同表の必要経過年数とする。</p>

ただし、部内の他の職員との均衡上必要があると教育委員会が認める場合又はその者の勤務成績が特に良好であると教育委員会が認める場合においては、この限りでない。

(本章の規定により難しい場合の措置)

第四十一条 特別の事情により本章の規定によることができない場合又は本章の規定によることが著しく不適當であると認められる場合には、教育委員会が人事委員会と協議して、別段の取扱いをすることができる。

第四十二条から第四十五条まで 削除

(休職者の給与)

第五十四条 条例第二十六条第五項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。

一・二 略

第四章

給料の調整額、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当

(休職者の給与)

第五十四条 条例第二十六条第五項の規定に該当する場合の給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの支給割合は、次のとおりとする。

一・二 略

第四章

給料の調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当

(地域手当を支給する地域及び級地)

第五十七条の六 条例第十五条の二第一項前段に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める地域は、別表第十の七に掲げる地域とする。

2 条例第十五条の二第三項に規定する教育委員会が人事委員会と協議して定める級地は、別表第十の七に定めるとおりとする。

(地域手当の支給)

第五十七条の七 地域手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

2 条例第十五条の二第二項の規定による地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該地域手当の月額とする。条例第二十條第二項、第二十二條第四項及び第五項並びに第二十三條第三項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときも、同様とする。

(住居手当の支給除外職員)

第五十七條の八 条例第十五條の三第一項第一号に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国、地方公共団体及び職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第七條の規定の適用について同条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員とみなされる場合の法人並びに教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

二 職員の扶養親族たる者（条例第十四條第二項に規定する扶養親族で条例第十五條第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会が人事委員会と協議してこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第五十七條の八の二 条例第十五條の三第一項第二号の規則で定める住宅は、第五十七條の八第一号に規定する職員宿舎及び同条第

(住居手当の支給除外職員)

第五十七條の六 条例第十五條の二第一項第一号に規定する規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 国、地方公共団体及び職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第七條の規定の適用について同条第五項第二号に規定する一般地方独立行政法人等職員とみなされる場合の法人並びに教育委員会がこれらに準ずると認める法人から貸与された職員宿舎に居住している職員

二 職員の扶養親族たる者（条例第十四條第二項に規定する扶養親族で条例第十五條第一項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに教育委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員

第五十七條の七及び第五十七條の八 削除

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第五十七條の八の二 条例第十五條の二第一項第二号の規則で定める住宅は、第五十七條の六第一号に規定する職員宿舎及び同条第

二号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第五十七条の八の三 条例第十五条の三第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては、当該職員となつたとき、公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会が人事委員会と協議して定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払つているものとする。

(届出)

第五十七条の十一 新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。住宅手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

2 略

(確認及び決定)

第五十七条の十二 教育委員会は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事情を確認し、その者が

二号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第五十七条の八の三 条例第十五条の二第一項第二号の規則で定める職員は、第五十八条の五第三項に該当する職員で、同項第三号に規定する満十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転（一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第二十二号）の適用職員であつた者その他同条第一項に規定する者から引き続き職員となつた者にあつては、当該職員となつたとき、公益的法人等派遣条例第二条第二項の規定による派遣から職務に復帰した職員又は公益的法人等派遣法第十条第一項の規定により採用された職員にあつては当該復帰又は採用）の直前の住居であつた住宅（前条に規定する職員宿舍及び住宅を除く。）又はこれに準ずるものとして教育委員会の定める住宅を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払つているものとする。

(届出)

第五十七条の十一 新たに条例第十五条の二第一項の職員たる要件を具備するに至つた職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、別に定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに教育委員会に届け出なければならない。住宅手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があつた場合についても同様とする。

2 略

(確認及び決定)

第五十七条の十二 教育委員会は、職員から前条第一項の規定による届出があつたときは、その届出に係る事情を確認し、その者が

条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第五十七条の十四 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第五十七条の十五 教育委員会は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第十五条の三第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認するものとする。

(へき地学校等)

第五十八条の十四 条例第十七条の二第二項に規定するへき地学校等は、へき地教育振興法施行規則(昭和三十四年文部省令第二十二号)に定める基準に該当する学校等とする。

(へき地学校の指定)

条例第十五条の二第一項の職員たる要件を具備するときは、その者に支給すべき住居手当の月額を決定し、又は改定しなければならない。

2 略

(支給の始期及び終期)

第五十七条の十四 住居手当の支給は、職員が新たに条例第十五条の二第一項の職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至つた日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終る。ただし、住居手当の支給の開始については、第五十七条の十一第一項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の翌月)から行うものとする。

2 略

(事後の確認)

第五十七条の十五 教育委員会は、現に住居手当の支給を受けている職員が条例第十五条の二第一項の職員たる要件を具備しているかどうか及び住居手当の月額が適当であるかどうかを随時確認するものとする。

(へき地学校の指定基準)

第五十九条 略

(へき地学校に準ずる学校及び共同調理場の指定)
第五十九条の二 略

(特別の地域に所在する学校及び共同調理場の指定)
第五十九条の三 略

附 則

第十条 条例附則第二項第二号、第五号及び第六号並びに附則第四項に規定する地域手当の月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該地域手当の月額とする。

別表第十の七 (第五十七条の六関係)

支 給 地 域	級 地
広島県安芸郡府中町	五 級 地

別表第十三 (第五十九条関係)

級 地 区 分 (指定年月日)	学 校 等 の 名 称	所 在 地
一 級 地 (昭和四十七年 五月一日指定)	直 根 小 学 校	由利本荘市
	笹 子 小 学 校	〃

第五十九条 略

(へき地学校に準ずる学校及び共同調理場の指定基準)
第五十九条の二 略

(特別の地域に所在する学校及び共同調理場の指定基準)
第五十九条の三 略

附 則

別表第十三 (第五十九条関係)

級 地 区 分 (指定年月日)	学 校 等 の 名 称	所 在 地
一 級 地 (昭和四十七年 五月一日指定)	直 根 小 学 校	由利本荘市
	大 葛 小 学 校	大館市
	笹 子 小 学 校	〃

別表第十三の五（第五十九条の三関係）

									平成二十二年四月一日指定	指定年月日
上小阿仁村学校給食	東成瀬中学校	上小阿仁中学校	須川中学校	鳥海中学校	常磐中学校	上小阿仁小学校	常磐小学校	草木小学校		学校等の名称
北秋田郡	雄勝郡 東成瀬村	北秋田郡 上小阿仁村	湯沢市	由利本荘市	能代市	北秋田郡 上小阿仁村	能代市	鹿角市		所在地

別表第十三の五（第五十九条の三関係）

											平成二十二年四月一日指定	平成十四年一月一日指定	指定年月日
上小阿仁村学校給食	東成瀬中学校	上小阿仁中学校	須川中学校	西仙北西中学校	鳥海中学校	常磐中学校	上小阿仁小学校	大沢郷小学校	常磐小学校	草木小学校	合川南小学校		学校等の名称
北秋田郡	雄勝郡 東成瀬村	北秋田郡 上小阿仁村	湯沢市	大仙市	由利本荘市	能代市	北秋田郡 上小阿仁村	大仙市	能代市	鹿角市	北秋田市		所在地

共同調理場	東成瀬村小中学校給食	センター
東成瀬村	雄勝郡	上小阿仁村

共同調理場	東成瀬村小中学校給食	センター
東成瀬村	雄勝郡	上小阿仁村

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案の概要について

平成24年3月29日
教職員給与課

1 改正理由

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正及び市町村立小中学校の統廃合によるへき地学校等の指定の見直しに伴い、所要の規定の整備等を行う必要がある。

2 改正内容

(1) 地域手当を支給する地域及び級地並びに地域手当の支給方法を新たに定めることとする。(第57条の6、第57条の7、別表第10の7関係)

・広島県安芸郡府中町を5級地と定める。

また地域手当支給に伴う関係条文の整備を行うこととする。

地域手当とは

当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める地域に在勤する職員に支給する。

○地域手当の月額＝(給料＋管理職手当＋扶養手当)×級地の区分に応じた支給割合
(参考：一般職の例)

級地	支給割合	一般職で定める主な地域
一級地	百分の十八	東京都特別区
二級地	百分の十五	大阪府大阪市
三級地	百分の十二	愛知県名古屋市
四級地	百分の十	福岡県福岡市
五級地	百分の六	宮城県仙台市
六級地	百分の三	北海道札幌市

※期末・勤勉手当の算定基礎額となる

(2) へき地学校等の指定については、「へき地教育振興法施行規則」に定める基準に該当する学校等とする。(第58条の14関係)

(3) 市町村立小中学校の統廃合に伴い、へき地学校等の指定の見直しを行うこととし、廃校となる3小学校、1中学校を削除する。

(別表第13関係) ※指定級地(1級地)

大館市立大葛小学校

(別表第13の5関係) ※指定級地(特地)

北秋田市立合川南小学校

大仙市立大沢郷小学校

大仙市立西仙北西中学校

(4) 級別資格基準表の適用区分の特例について、適用者がいないので条項を削除する。(第40条関係)

3 実施時期

平成24年4月1日から施行する。